

高齢者虐待防止法の改正等に向けた アンケート調査結果要旨

日本司法書士会連合会 日司連市民の権利擁護推進室 高齢者の権利擁護部会
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 利用促進法対応委員会

1. 目的

本アンケート調査は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「本法」という。）の施行後18年以上が経過したものの、これまでに改正がなされていない現状に鑑み、改めていかなる改正が必要であるかを明らかにすることを目的に実施しました。

本アンケート調査の結果を活用し、本法改正に向け、より現場の声を反映させた活動ができるものと考えます。

2. 方法

日本司法書士会連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「両団体」という。)の共同事業として、次の要領により「高齢者虐待防止法の改正等に向けたアンケート調査」と題したアンケートを実施しました。

- ・実施方法: 事前に二次元コード付き案内文書を送付し、二次元コードを読み込みMicrosoft Formsから回答するWEBアンケート形式
- ・回答期間: 令和6年3月9日～3月29日
- ・送付件数: 7,163件
 - 内訳 都道府県・自治体1,870箇所 地域包括支援センター5,293箇所
(不達81件を除く)
 - *ただし、令和6年能登半島地震被災4県を除く(石川県・福井県・富山県・新潟県)
- ・回答件数: 1,985件 回答率: 27.7%

3. アンケート内容とその結果

本アンケート調査は、基礎となる「所属」「資格」を確認したうえで、(問1～3)「虐待」「養護者」「養介護施設従事者等」の本法における言葉の定義における問題点、(問4～6)「通報」「立入調査」「面会制限」の現場での運用を巡る問題点、(問7)本法において医療機関での高齢者虐待に関する規定がないことの問題点を問い、最後に(問8)本法の改正すべき点を問いました。

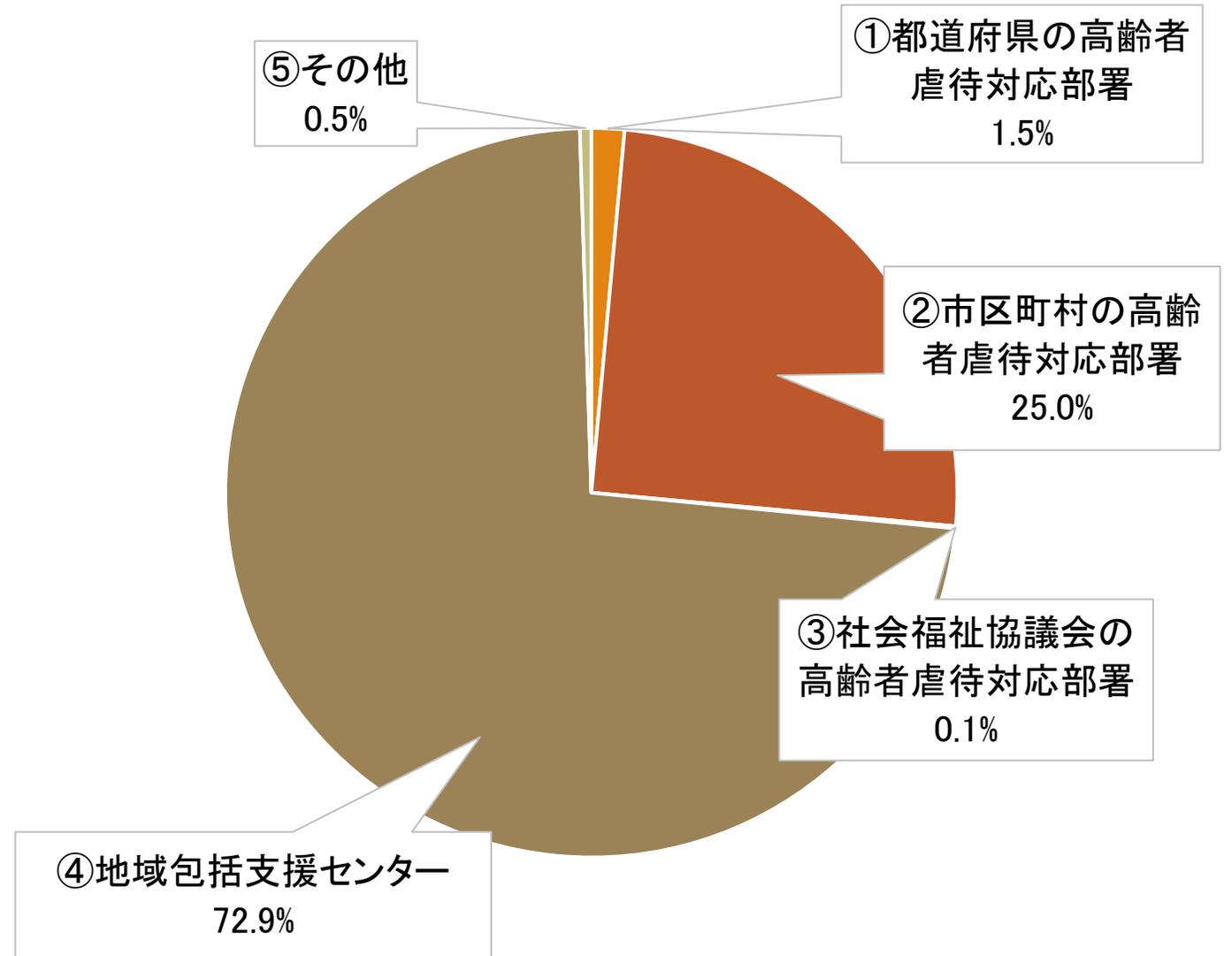
次ページ以降において項目ごとにその結果を掲載しています。

なお、すべての問は、選択肢からの選択と自由記述を組み合わせたの回答が可能となるように構成しています。選択肢の回答において、複数の選択肢を選んで回答された場合には回答のすべてを集計に反映しており、また、自由記述による回答については、文意を変えず一部修正して抜粋しました。

3. 結果(1)

【回答者の所属】

- ①都道府県の高齢者虐待対応部署 (29)
 - ②市区町村の高齢者虐待対応部署 (499)
 - ③社会福祉協議会の高齢者虐待対応部署 (2)
 - ④地域包括支援センター (1445)
 - ⑤その他 (10)
- 介護保険係(1)、居宅介護支援センター・事業所関係(7)、相談窓口(2)

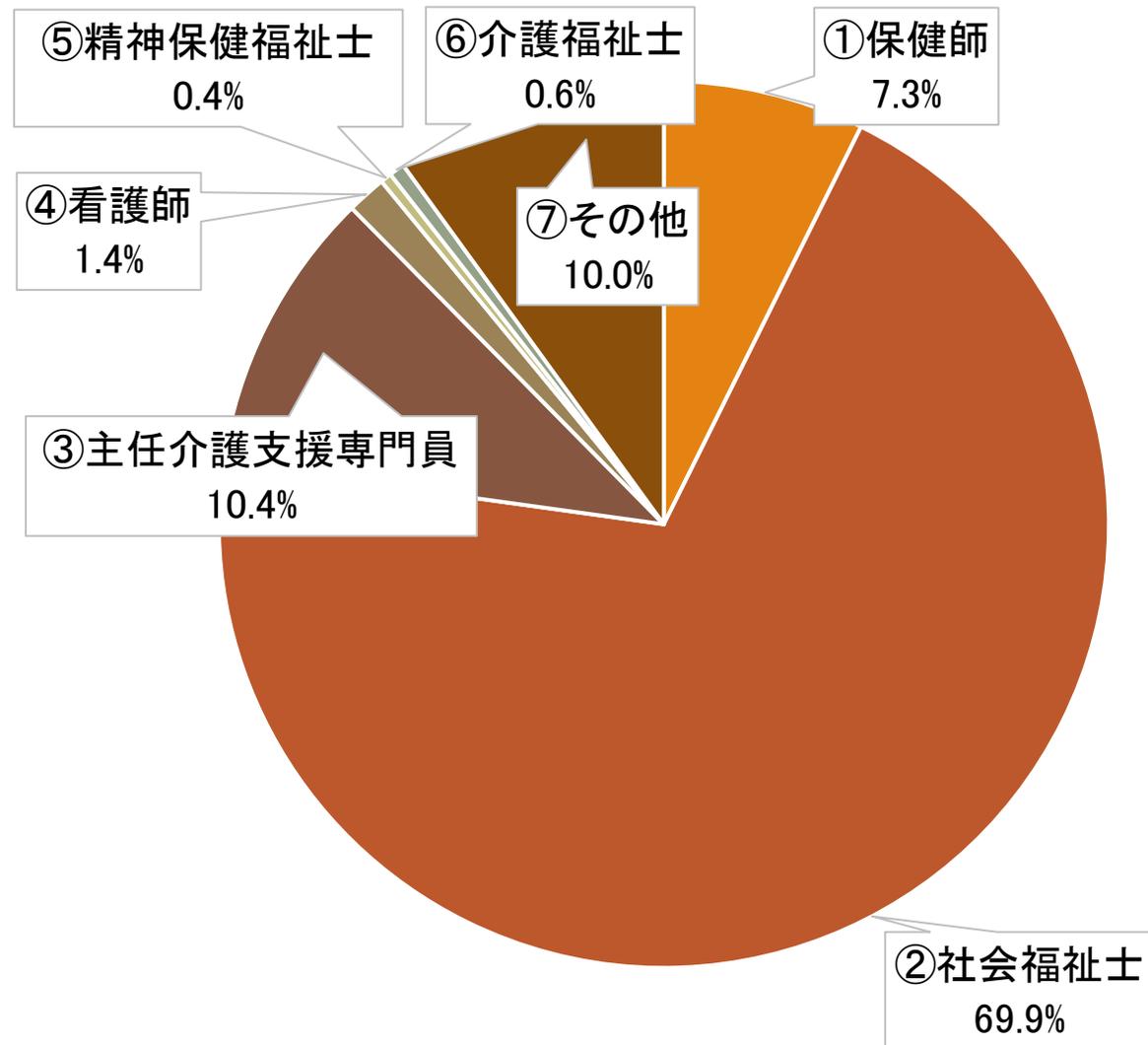


3. 結果(2)

【回答者の所属先における資格】

- ①保健師(143)
- ②社会福祉士(1367)
- ③主任介護支援専門員(204)
- ④看護師(28)
- ⑤精神保健福祉士(8)
- ⑥介護福祉士(11)
- ⑦その他(195)

ケースワーカー(1)、センター長(3)、行政職(182)、介護虐待専門員(1)、臨床心理士(1)、指導福祉主事(1)、理学療法士(2)、保育士(1)、多職種(1)、認知症地域支援推進員(1)、介護支援専門員(1)



3. 結果(3)

【問1】

「虐待」の解釈を巡って困ったこと等
はありましたか？ * 複数回答あり

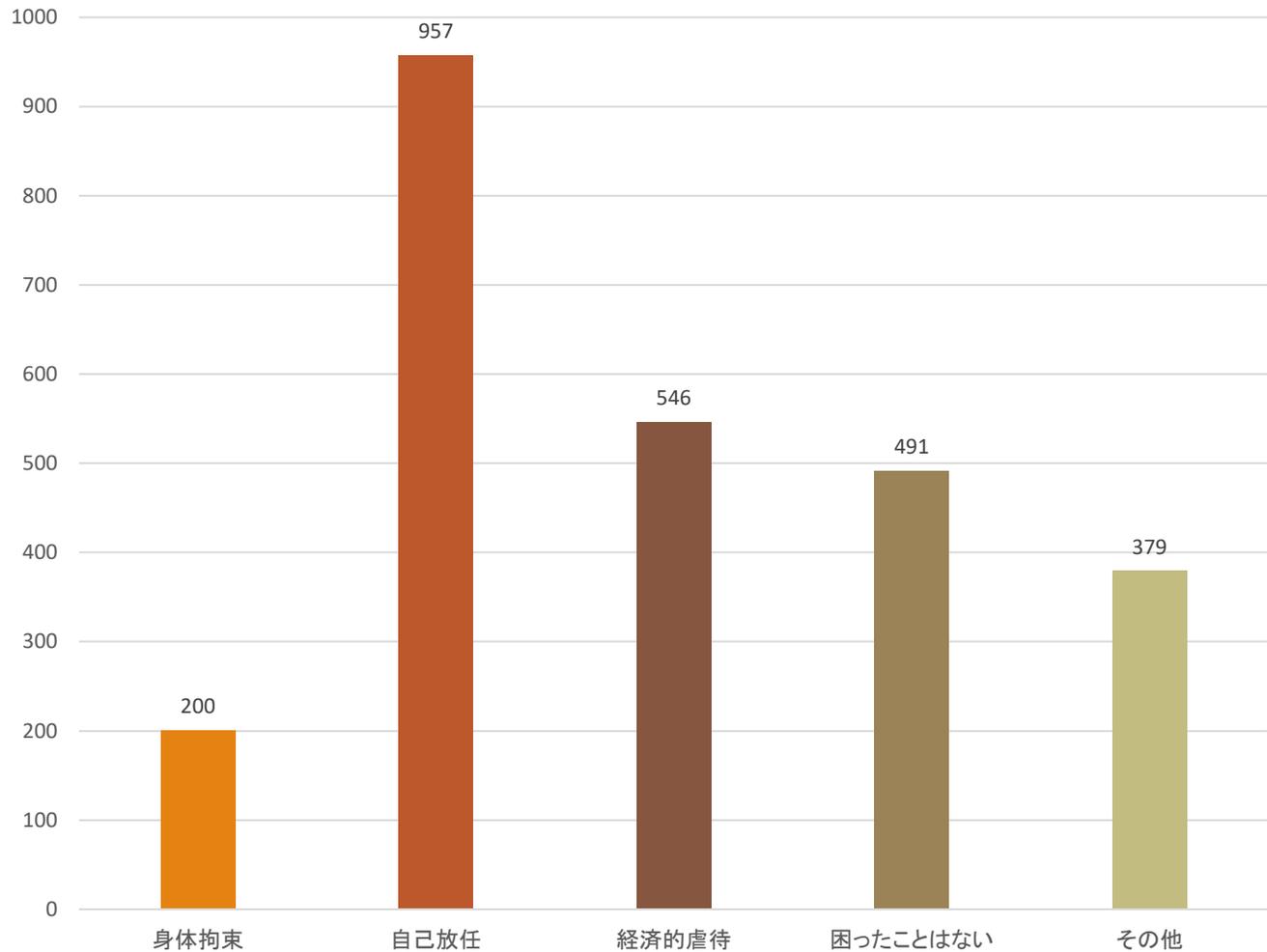
①「身体拘束」が虐待に含まれるのか
明確でなく、判断に迷った。(200)

②高齢者自身による「セルフネグレクト
(自己放任)」が虐待に含まれるの
か明確でなく、判断に迷った。(957)

③隣人や知人による財産使い込みが
「経済的虐待」にあたるか、判断に
迷った。(546)

④(困ったこと等は)ない。(491)

⑤その他 * 自由記載による調査



3. 結果(4)

【問1】

「虐待」の解釈を巡って困ったこと等はありませんか？

⑤その他

- 事業所の介護支援専門員が、高齢者の在宅の場合、身体拘束は虐待にならないと主張して困った。
- 心理的虐待を判断する基準に迷った。虐待の解釈・判断が担当部署により異なる。
- 被介護者が介護者に暴力を振るうケースがある。
- 親子喧嘩や夫婦喧嘩と虐待の境界。
- 経済的虐待と扶養義務等との兼ね合いで判断に迷った。
- 高齢者に認知症があり、事実確認してもはっきりしない。
- 市区町村の判断に委ねているので困ったことはない。
- 対応するうえでの法的根拠がなく、“準ずる対応”だけでは弱いと感じる。
- 不適切介護なのか、介護放棄なのかの判断に困る。
- 本人の意思が困っていないということなら、虐待にあたらないと行政から言われ、困ったことがあった。(※同意見あり)
- 内鍵等で外出できなくすることが身体拘束にあたるか迷った。(※同意見あり)
- 委託(事業所)の立場なので、最終判断は基幹地域包括支援センター。

3. 結果(5)

【問2】

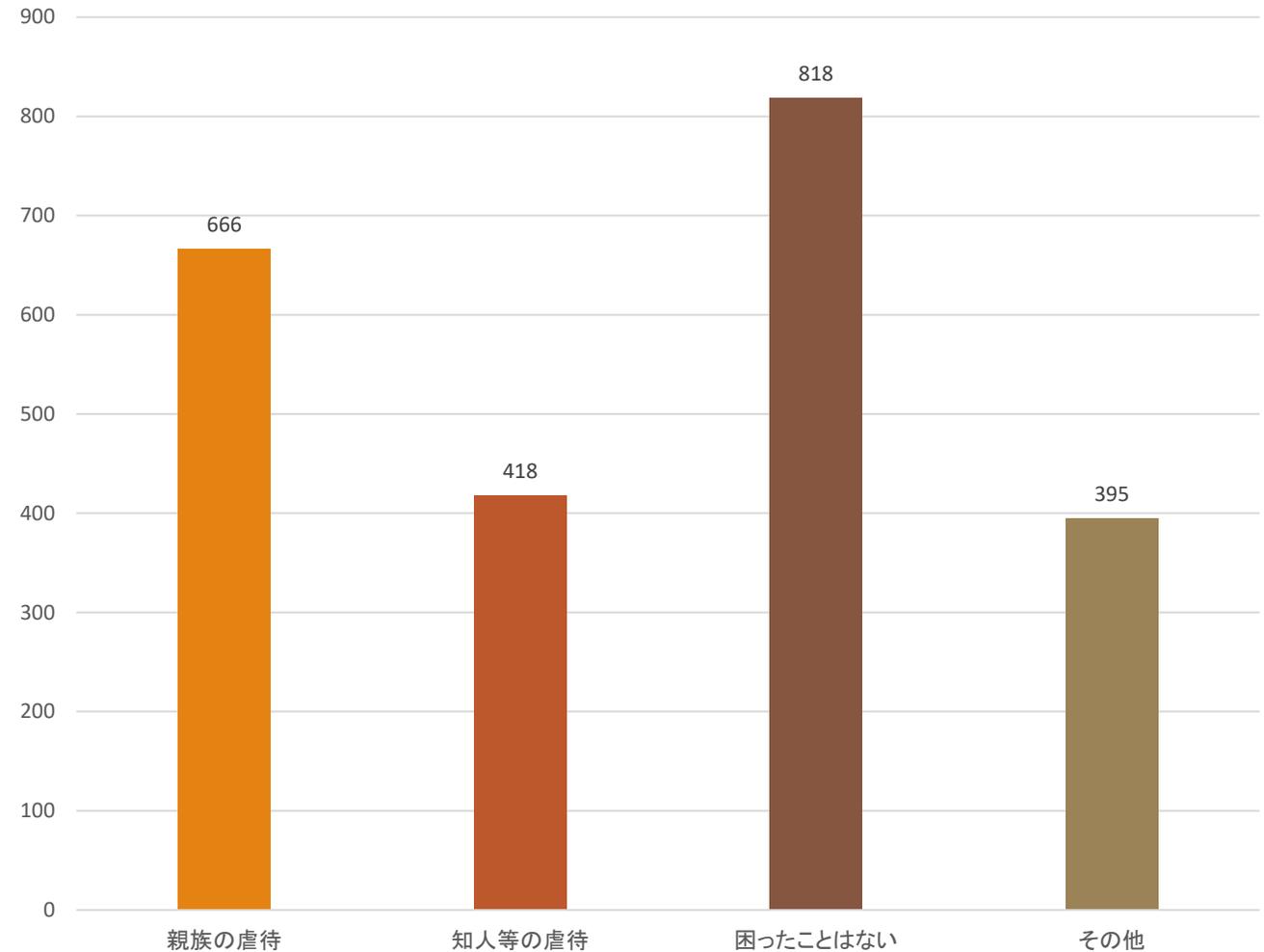
「養護者」の解釈を巡って困ったこと等がありましたか？ *複数回答あり

①同居者でない親族(孫等)の虐待に対してどう対応すべきか、判断に迷った。(666)

②知人や隣人等からの虐待に対してどう対応すべきか、判断に迷った。(418)

③(困ったこと等はない)。(818)

④その他 *自由記載による調査



3. 結果(6)

【問2】

「養護者」の解釈を巡って困ったこと等がありましたか？

④その他

- 「何らかの世話」「見守り」「現に養護する」等の用語の解釈に迷った。
- 「現に養護する者」の定義が曖昧。
- お互いに自立した65歳以上の夫婦間の暴力を虐待とするかDVとするか。
- 介護者が暴力を振るわれている場合の対応。
- 現場と行政の温度差がある。
- 事例に接していない。
- 障がいを持っている息子が養護者にあたるか迷った。
- 養護関係にない場合に“準ずる対応”として扱うかどうか。
- 同居していても養護者にあたらないケースが多い。
- 同居者でない親族の虐待が相当数ある。
- 養護者が被害者であり加害者であるというケースがあった。
- 高齢者虐待、障がい者虐待、DV、夫婦・親子喧嘩等判断根拠となる法令が異なるため、判断に迷った。
- 同敷地内の別棟に居住しているケース。
- 弁護士に相談した事例集で補完している。

3. 結果(7)

【問3】

「養介護施設従事者等」の解釈を巡って困ったこと等はありませんか？ * 複数回答あり

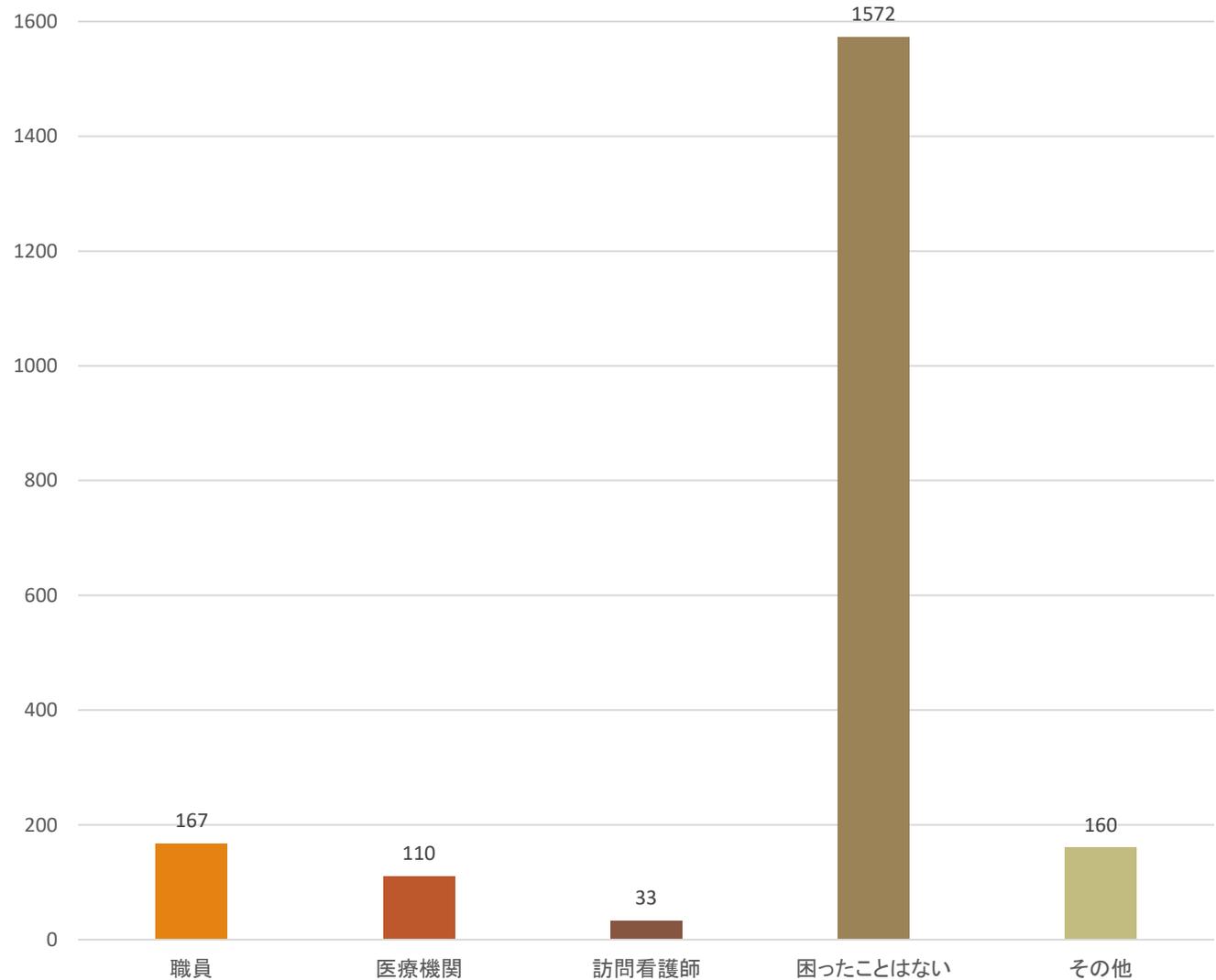
①サービス付き高齢者向け住宅の職員等による虐待が高齢者虐待にあたるか、判断に迷った。(167)

②医療機関における虐待に対してどう対応すべきか判断に迷った。(110)

③訪問看護師による虐待が高齢者虐待にあたるか、判断に迷った。(33)

④(困ったこと等)はない。(1572)

⑤その他 * 自由記載による調査



3. 結果(8)

【問3】

「養介護施設従事者等」の解釈を巡って困ったこと等ありましたか？

⑤その他

- ・施設種別で指定をされている管轄が異なり連携に困ったことがある。
- ・グループホームの内部告発で対応に困った。
- ・家政婦による虐待が養護者にあたるのか、従事者にあたるのか迷った。
- ・ヘルパーの対応について迷ったことがある。
- ・行政が対応しているので困ったことはない。
- ・施設登録のない高齢者住宅(シェアハウス)職員による虐待への対応判断。
- ・主たる相談窓口があいまいである。
- ・お泊りデイサービスの従事者をどう解釈するか迷った。
- ・養介護施設従事者の対応をしていない。
- ・訪問看護師による虐待が高齢者虐待にあたるか判断に迷った。
- ・担当部署が異なる。
- ・事案なし。(※51件)

3. 結果(9)

【問4】

高齢者虐待を発見した「養介護施設従事者等」の通報において、困ったこと等ありましたか？ *複数回答あり

①自らが不利益を被ること(通報が虚偽や過失であると判断されてしまうこと、職場から解雇されること等)を恐れ、虐待の発見者である養介護施設従事者等が通報をためらった事案があった。(202)

②上記の結果、通報が遅れたこと等により、高齢者虐待を早期に発見できなかった事案や対応が困難となった事案があった。(90)

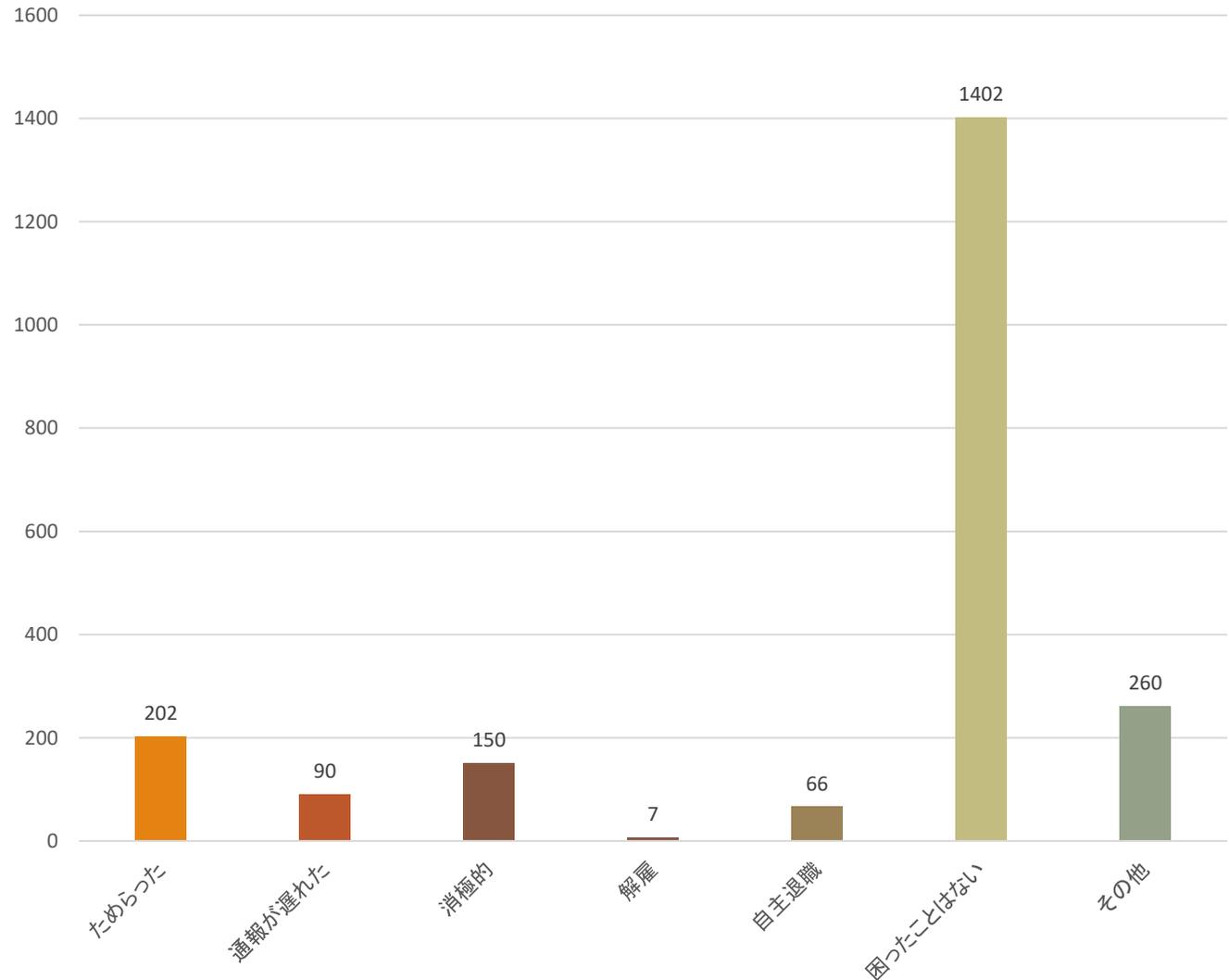
③通報したことによる不利益(解雇等)を恐れた通報者が、通報後、情報提供に消極的となる事案があった。(150)

④通報したことにより、通報者が職場から解雇された事案があった。(7)

⑤解雇はされなかったものの、通報したことにより、結果的に通報者が職場にいられなくなった(自主退職を余儀なくされた)事案があった。(66)

⑥(困ったこと等)はない。(1402)

⑦その他 *自由記載による調査



3. 結果(10)

【問4】

高齢者虐待を発見した「養介護施設従事者等」の通報において、困ったこと等がありましたか？

⑦その他

- 施設虐待は市が直接対応しているため地域包括支援センターでは相談があっても対応は市につなぐことが多い。(※同意見多数)
- 施設虐待は行政の対応となるため分からない。(※同意見50件以上)
- 部署が異なるため対応していない。(※同意見多数)
- 通報者が調査結果や過程の情報を執拗に要求してきた。
- 通報内容の虚偽があった。
- 退職後の通報のため、虐待から時間が経過している事案があった。
- 通報者、虐待者、被虐待者が全て匿名で対応に困った。(※同意見多数)
- 通報の守秘義務を守りながらの事実確認が難しい。
- 家族から相談があったが、その後不利益が生じることを恐れて通報拒否となったケースがあった。
- 家族の話では明らかな虐待だったが、施設からの事故報告書と食い違いがあり、単なる事故として処理された。
- 職場の人間関係を気にして相談につながらないケースがあった。
- 元職員による告発が、施設への遺恨があったため正確な通報でなかった。
- 職員を解雇したい事業所と、当該職員との労使交渉の交渉材料として高齢者虐待が用いられたことがあった。
- 該当ケースがない。(※同意見65件以上)

3. 結果(11)

【問5】

立入調査を巡って困ったこと等がありましたか？ *複数回答あり

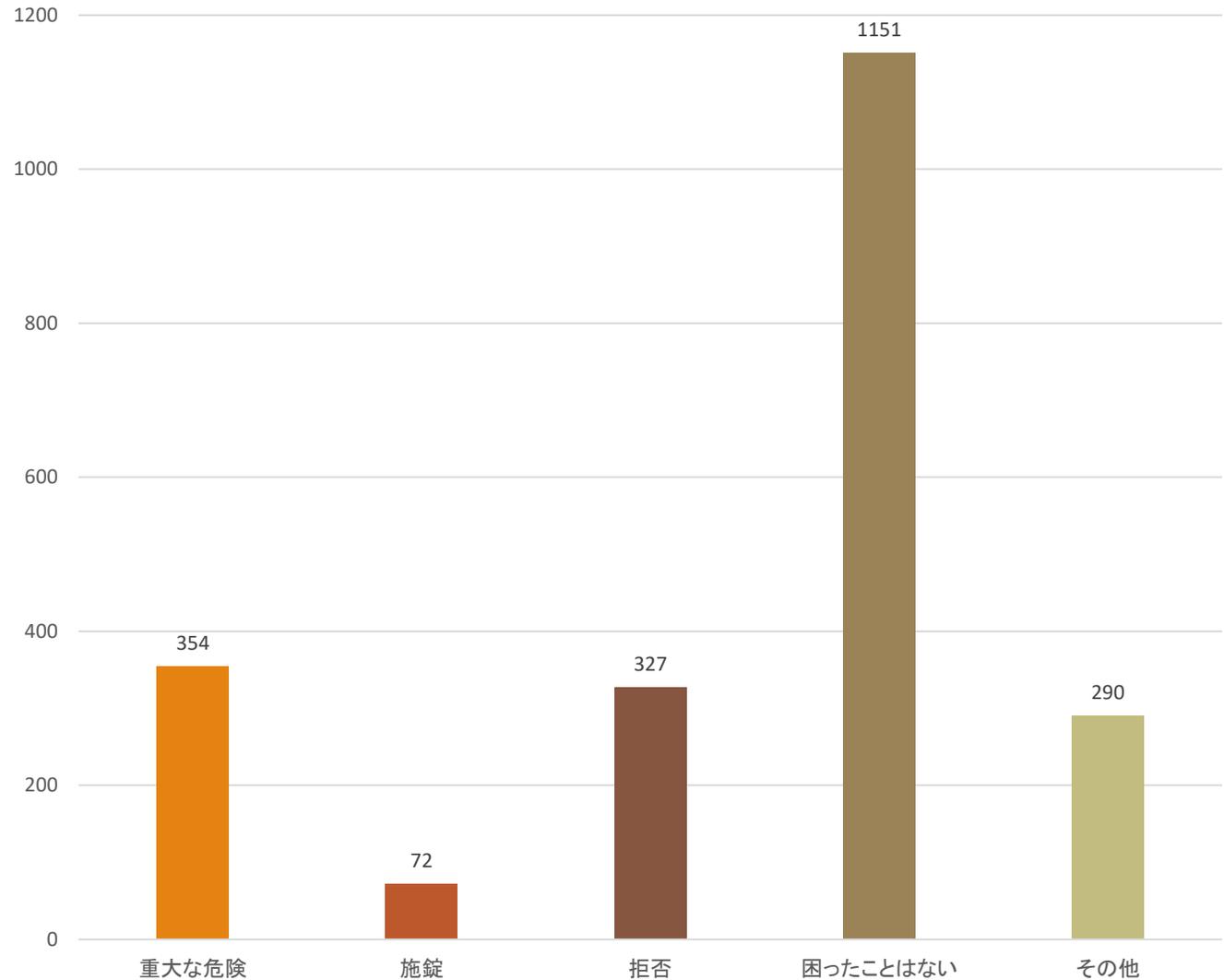
①「重大な危険」にあたるかどうか分からず、立入調査すべきかどうか判断に迷った。(354)

②立入調査に際し、ドアが施錠されていた。(72)

③同居の養護者の強い拒否にあった。(327)

④(困ったこと等)はない。(1151)

⑤その他 *自由記載による調査



3. 結果(12)

【問5】

立入調査を巡って困ったこと等がありましたか？

⑤その他

- 経験がない。(※同意見180件以上)
- 警察への援助要請についてのルール化がされておらず、協力が仰げない。(※同意見あり)
- 行政が立入調査まで踏み込まない。(※同意見多数)
- 市が立入調査をしない。地域包括支援センターにまかせっきり。(※同意見あり)
- 包括には権限がなく分からない。(※同意見あり)
- 本人からの拒否があった。(※同意見多数)
- 被虐待者が養護者をかばう。
- 自宅内に銃刀等があるとの情報があり身の危険を感じた。
- 警察が立ち会ってくれたので助かった。
- 重大な危機が生じているおそれの解釈を措置権のある行政担当と共有できているため困らなかった。
- セルフネグレクトには立入調査がなく、結果的に高齢者が死亡するケースがある。
- 養護者が立入検査の実施をする際に、調査に対する拒否はなかったが、その後、介護支援専門員と家族・本人との関係性が難しくなる。

3. 結果(13)

【問6】

虐待を行った養護者と高齢者との面会制限を巡って困ったことはありませんか？ * 複数回答あり

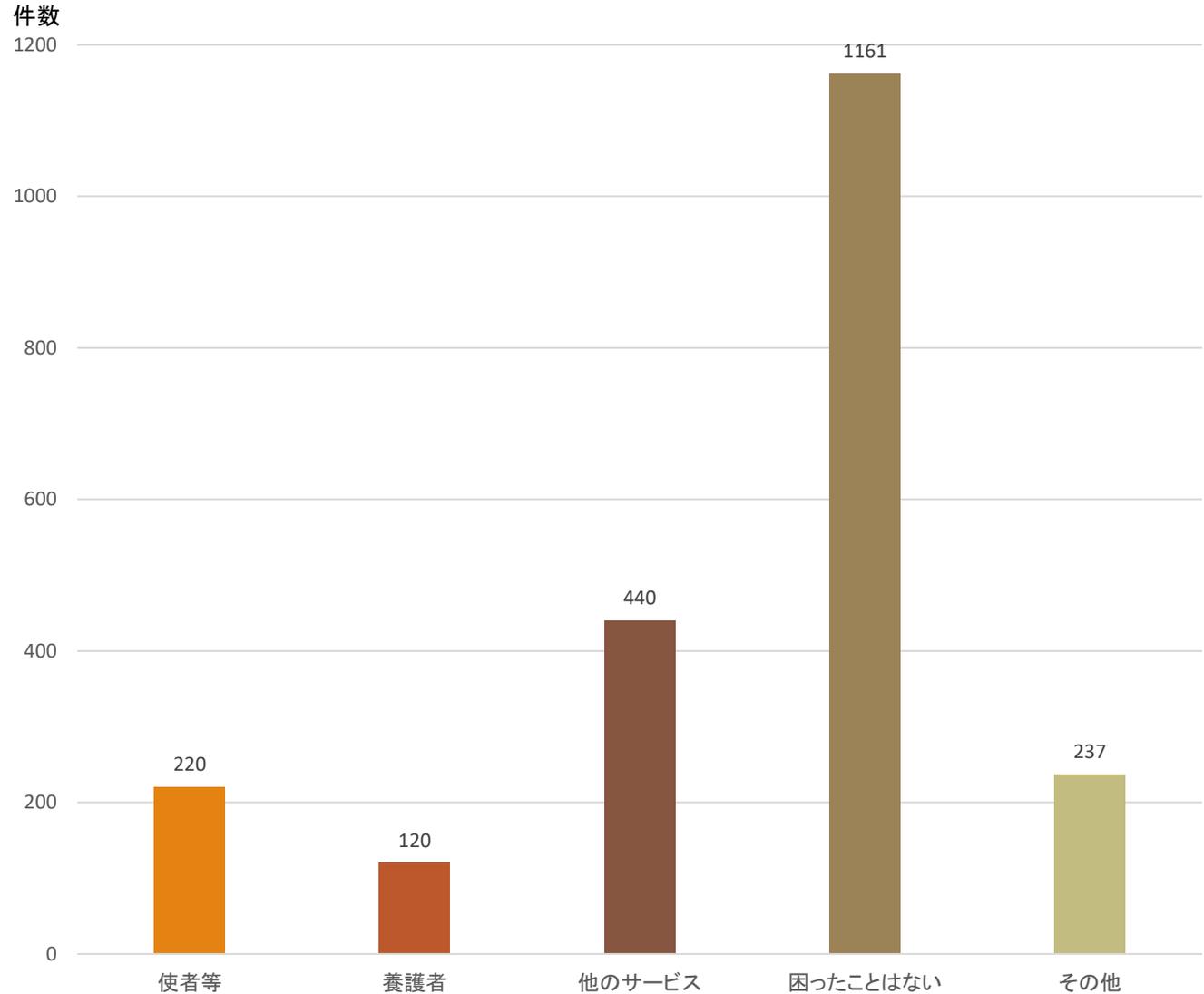
①養護者ではない者(使者等)による面会要求への対応に困った。(220)

②後見人が就く等して、措置入所が廃止された後の養護者からの面会要求への対応に困った。(120)

③他のサービス(短期入所生活介護等)により分離保護した人の場合の養護者からの面会要求への対応に困った。(440)

④(困ったこと等)はない。(1161)

⑤その他 * 自由記載による調査



3. 結果(14)

【問6】

虐待を行った養護者と高齢者との面会制限を巡って困ったことはありましたか？

⑤その他

- 困った場面に遭遇しない。(※同意見35件以上)
- 65歳未満の“準ずる対応”の場合に障害福祉課との連携で苦慮している。
- 医療同意を行えるものが虐待を行った養護者のみとなり対応に困った。
- 共依存関係にあり、被虐待者本人から連絡をとってしまう。(※同意見多数)
- 本人から虐待者に連絡をとってしまう場合に、携帯電話を取り上げる等本人への制限をしてよいのかどうか。
- 業務に支障の出る嫌がらせを受ける。(※同意見多数)
- 配偶者の死亡の事実が分からずに、その葬儀に生存配偶者が出席できなかったことについて、回答者が困った。
- 面会制限があるにも関わらず、行政が養護者に会わせたいと言ってきた。
- 病院受診の際、養護者以外に通院支援する者がおらず困った。
- 同じアパートに住む住人の金銭搾取があり措置入所となった。大家が本人の居場所や安否を何度も確認してきて対応に苦慮した。
- 虐待者から面会制限を解除しないと自殺すると言ってきた。
- 余命宣告を受けた状態で、いつまで面会制限をするか対応に困った。
- 入院時に面会制限ができないこと。

3. 結果(15)

【問7】

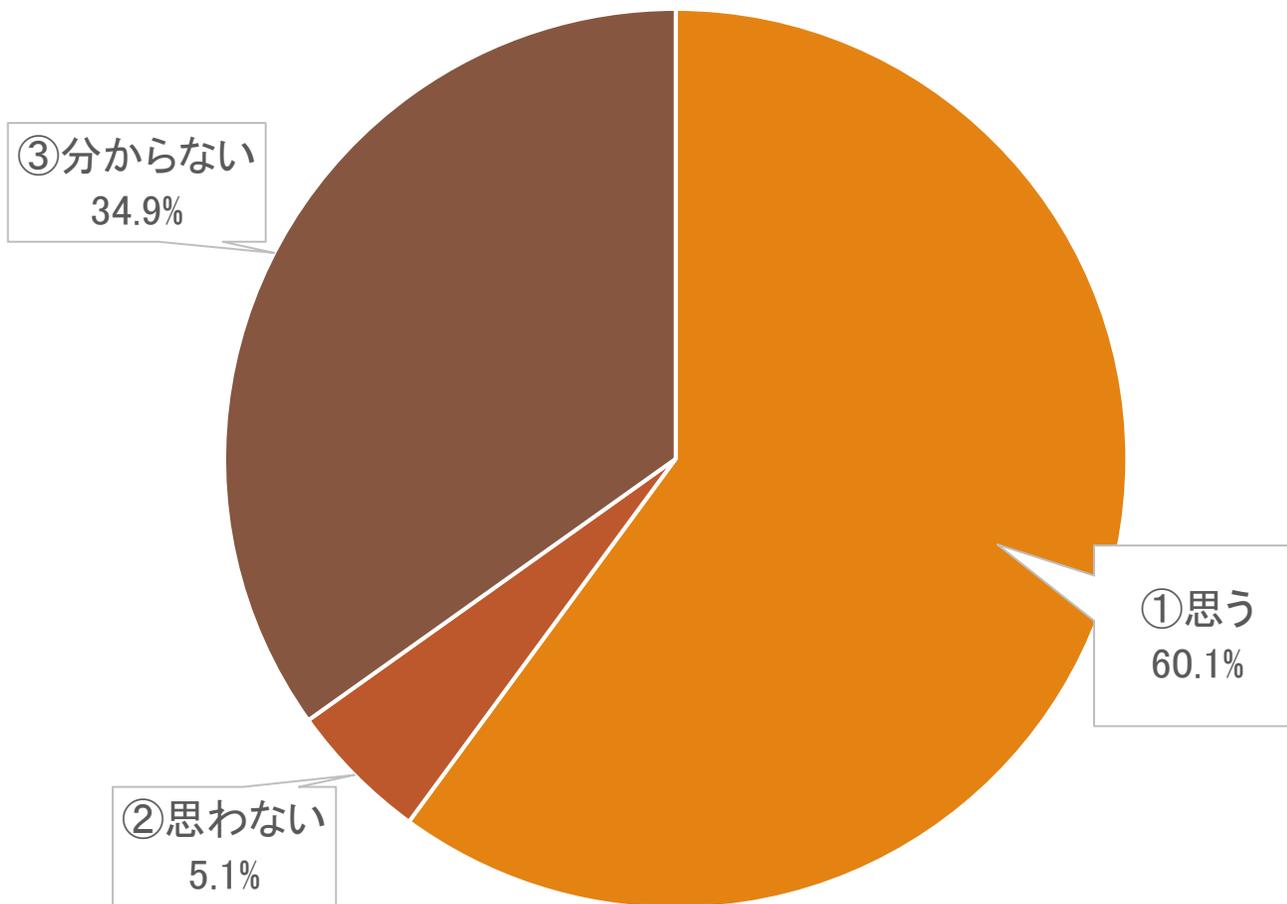
本法では医療機関における高齢者虐待が規定されておらず、医療法による規制に委ねられています。一方、障害者虐待防止法では医療機関を利用する障がい者に対する虐待の防止等についても規定されています。本法でも障害者虐待防止法と同様の規定が必要だと思いますか。

①思う(1173)

②思わない(99)

③分からない(681)

④その他(33) * 自由記載による調査



※上記グラフに「その他」の件数は含めておりません。

3. 結果(16)

【問7】

本法では医療機関における高齢者虐待が規定されておらず、医療法による規制に委ねられています。一方、障害者虐待防止法では医療機関を利用する障がい者に対する虐待の防止等についても規定されています。本法でも障害者虐待防止法と同様の規定が必要であると思いますか。

④その他

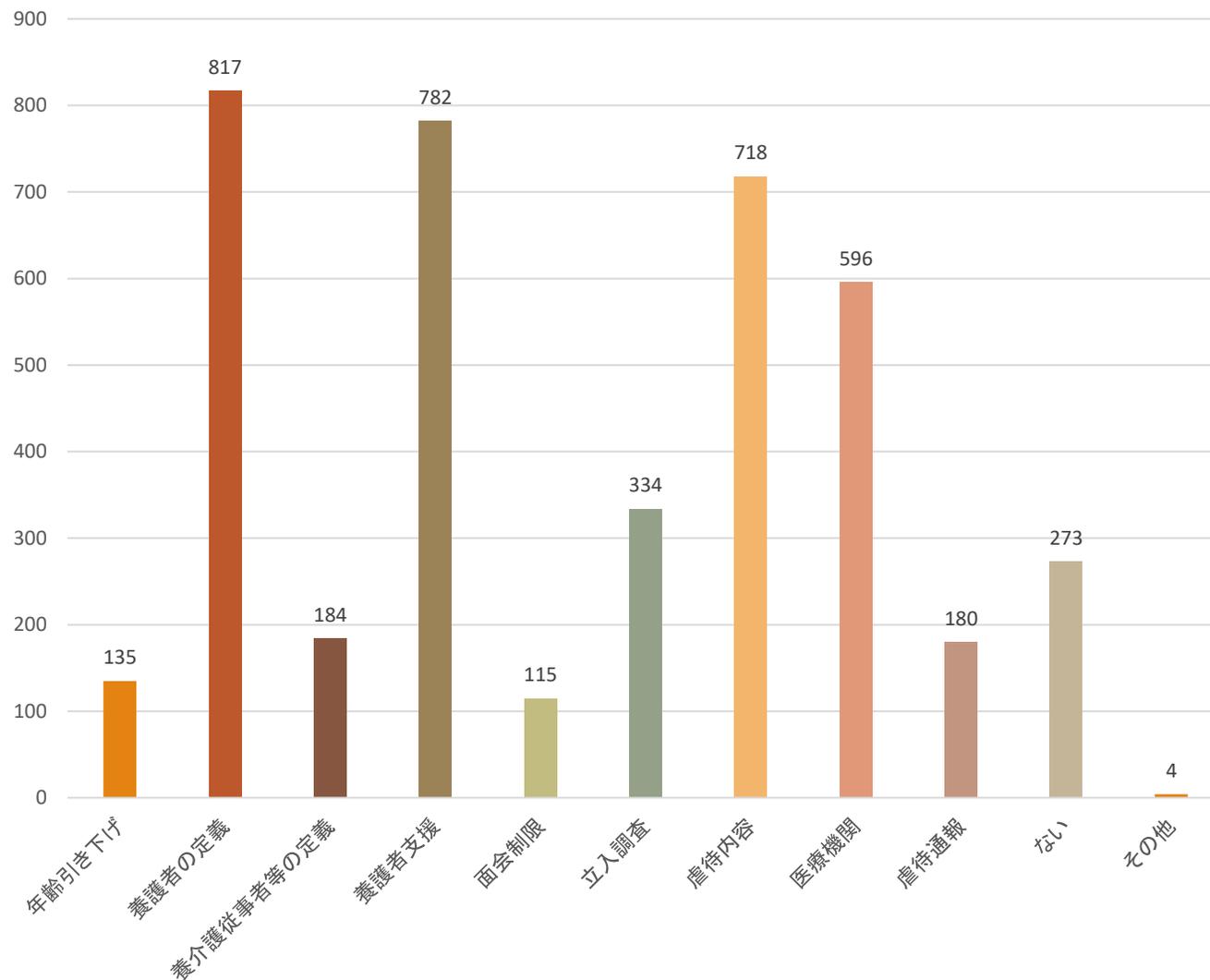
- 医師間で共有するためには規定はあったほうがよい。
- 医療機関では幅広い年代が利用されるので高齢者独自の規定が必要。
- 医療機関での権利侵害に対しては、医療法で規定するのがよいのでは。
- 医療法における規制の強化。
- 医療法での命令、指導が十分であれば、規定は必要ない。
- どちらでも構わないが、虐待発生時の相談窓口、対応機関が明確であればよいと思う。
- 規定がない理由を明確にすべき。
- 同様である必要はない。
- 思わないでもないが、今までも治療ということで拘束が許されているので変わらないだろうと思う。
- ある程度必要であると思う。
- 身体拘束に対する医療機関での十分な検討は必須。一方、医療保護入院をせざるを得ない現状もあり、医療機関に対して規定を設けることで、拘束ができないことを理由に受け入れを断られると現場としてはなす術がないとも思う。

3. 結果(17)

【問8】

本法の内容につき変えた方がよいと感じるところはありますか？ * 複数回答あり

- ①対象年齢(「高齢者」=65歳以上)の引き下げ(135)
- ②養護者の定義の明確化(817)
- ③養介護従事者等の定義の明確化(184)
- ④養護者支援の強化(782)
- ⑤面会制限の要件の緩和(115)
- ⑥立入調査の要件の緩和(334)
- ⑦虐待の内容の明確化(718)
- ⑧医療機関に対する防止法の適用(596)
- ⑨養介護施設従事者等による虐待の通報に関する要件の緩和(180)
- ⑩ない(273)
- ⑪その他 * 自由記載による調査(4)



3. 結果(18)

【問8】

本法の内容につき変えた方がよいと感じるところはありますか？

①その他

- セルフネグレクトを「準ずる対応」とせず、1つの類型に入れる(もしくはネグレクトの1つとして法律内に追加する)と対応が取りやすいのではと考える。
- 行政の関わり方について明確にした方がよい。
- 養護者支援を主にする機関の設定。
- 分離保護(やむを得ない措置入所)を判断すべき明確な基準や根拠、検討フロー等の指標があると、具体的な協議がしやすい。特に「やむを得ない」をどのように捉えるか、担当者によって解釈が分かれる。【例:緊急性の高さを優先(スピード感がある)⇔あらゆる手段を講じた上で他に方針がない場合(決定までに時間がかかる)】

3. 結果(19)

その他、本法に関するご意見があればお聞かせください。

本アンケートは、回答者の負担を考慮し、氏名や連絡先を任意に問うものを除き、チェックボックスを設けた選択肢の中から回答してもらう形式で実施しました(前スライドまでの問1乃至問8)。なお、チェックボックスの最後に「その他」の欄を設けて自由記述式による回答をすることも可能とする工夫を施しました。これは、高齢者に関する様々な問題に対応すべく最前線で日々職務をされているアンケート回答者の中には、選択肢からは選べない案件の経験談を届けたいと思ったださる方もいるであろうことへの配慮です。そうしたところ、想定を超えて様々な意見が集まる結果となり、当方の考えの至らなかった現場の法改正に関する考えを知ることができたのは既に記したとおりです。

そして、本問は、本法に関する意見を求めるもので、敢えて選択肢を設けず、自由記述式による回答を求めることとしたものです。

結果として、現場での職務であるからこそ直面した問題に関する、法改正の観点に限定されない生の声を数多く得ることができました。

全てを紹介することは叶いませんが、興味深く感じた回答をいくつか紹介します。

3. 結果(20)

その他、本法に関するご意見があればお聞かせください。

- 高齢者虐待防止法の中で、市区町村の調査権限を明記してほしい。
- 今の法律では、複合的問題を抱えた家族に対応できないと思えない。
- セルフネグレクトは高齢者虐待防止法の対象外となっている中、総合相談での対応を求められる現状がある。定義がないことで積極的な介入が難しいと感じている。
- 精神障害等で受診歴のない養護者の支援対応を地域包括支援センターが対応するにも限度がある。精神保健福祉センター等の同行支援が必要と考える。
- 経済的虐待で緊急対応を要する人に対して市が代わりに口座変更をできる等法改正して市の権限を拡充してほしい。
- 「養護者からの」と限定せず、権利侵害されている場合に対応可能な法律であるとよいと思う。
- セルフネグレクトの件数が増えていく予想が現場では主流である。
- 実際に虐待を発見しやすい介護支援専門員等にこのアンケートを実施し、現場の声を反映していただきたい。
- 高齢者保護と養護者支援の両立を、同一の自治体で行うことが困難。

3. 結果(21)

その他、本法に関するご意見があればお聞かせください。

- 地域包括とは別に児童虐待・障がい者虐待も含めた虐待対応センターが開設されることを希望する。警察職員も常駐しているようなセンター。
- 介護負担から起こる昔ながらの虐待は少なくなっている。
- 行政の役割をもっと具体的かつ明確にしてほしい。
- やむを得ない措置先に、医療機関も入れてほしい。
- 医療との連携を法レベルで強化してほしい。
- 虐待と認定されなくても権利侵害が明らかなケースにおける柔軟な対応についてもう少し明確にしてほしい。
- 虐待は絶対いけないと思うが、分離しかなかったとしてもこれでよかったのだろうかと思う。
- 警察への援助要請について立入調査だけでなく、保護の際の支援についても規定が必要。
- 行政の対応に差があり認識不足を感じる。
- 高齢者側だけに注目すると、介護している人が侵害される可能性がある。

3. 結果(22)

その他、本法に関するご意見があればお聞かせください。

- 高齢者を嘲笑したり遊び半分で手を出したりする虐待と、介護者が一生懸命介護を頑張っついでつい手がでてしまう虐待と一括りに高齢者虐待と表記するのに疑問がある。
- 高齢者虐待と障がい者虐待が同時に発生した場合に、部署ごとに対応の仕方や判断までの流れが異なるため、連携の仕方に苦慮する。
- 高齢者虐待対応にあたっては行政が責任主体となっているが、専門職が配置されていない。
- 高齢者は皮膚等が弱っていて虐待でなくてもあざが付きやすい。突然、患者を受けなければならない医師は判断に困ると思う。
- 高齢者の夫婦喧嘩でも警察が介入すると、虐待案件として地域包括支援センターに連絡がくる。
- 在宅では養護者の虐待は少なく、法律にあてはまらないことも多い。
- 使いやすい分かりやすい法律がよい。
- 児童福祉法に合わせる形ではなく、高齢者独自の介入方法の検討が望ましい。

3. 結果(23)

その他、本法に関するご意見があればお聞かせください。

- 定義の明確化も必要かもしれないが、明確になっていないからこそ、個々の事案に対して状況を踏まえ柔軟に対応できる部分もある。
- 常に学ぶことが必要だと考える。
- 身体拘束のやむを得ない場合の対応について具体例や対応の仕方をきちんと明記してほしい。
- 地域包括支援センターは業務過多。高齢者虐待に対応する専門機関の創設が必要。
- 法施行後15年も手付かずの状態だとは思わなかった。様々な場面において、現場で対応する職員の葛藤や苦悩は相当なものである。定義や基準の明確化等担当職員が業務内で迷う回数を減らせるような改正を望む。
- 法改正にあたり、検討結果が明らかになるとよいと思う。
- 養介護施設従事者等については何らかの罰則規定があってもよいのではと思う。
- 養護者支援が上手くいかないケースが多い。
- 法律はあるが、実際の対応時に法の記載に曖昧な部分が多く判断に迷う。結果、対応が遅くなる。

4. まとめに代えて

われわれ両団体も、本法に改正すべき点が存することは認識していましたが、高齢者虐待の最前線で対応されている多くの方々からお寄せいただいた回答は経験談による裏付けを伴うものであり、これらを集計したアンケートの結果は、まさに本法における改正すべき点を可視化するものであります。

お寄せいただいた回答からは、特に、本法の適用が解釈に委ねられる場面において、高齢者虐待の最前線で対応されている多くの方々の腐心による創意工夫が加えられることによって、本法の適用による解決に導かれている現実を読み取ることができます。しかし、その一方で、現場の創意工夫に依らねば高齢者虐待への対応が成り立たない場面があるという事実は、やはり、本法に改正すべき点が存することを浮き彫りにするものであり、両団体は、以下については、現場の負担を軽減するためにも、法改正の必要性が高い分野であると考えています。

- ①セルフネグレクトに関する対応
- ②養護者の解釈
- ③養護者の解釈・他のサービスにより分離保護した人の場合の養護者からの面会要求
- ④医療機関における障害者虐待防止法と同様の規定の設置の必要性

今回のアンケートにおいてお寄せいただいた貴重な回答につきましては、高齢者虐待の最前線で対応されている多くの方々の尽力に一人でも多くの司法書士が寄り添うことができるよう活用させていただきますと共に、本法改正に向けた両団体の活動において活用させていただく所存です。

ありがとうございます

